

小河滋次郎・方面委員制度の実現とその思想2

～「第一期事業年報」から見る貧困の要因と活動の成果～

○ 長野大学 中村 英三 (04368)

〔キーワード〕：民生委員制度、方面委員制度、地域福祉

1. 研究目的

現在施行されている「民生委員制度」の前身は、1918年（大正7）年に大阪府ではじめられた「方面委員制度」である。「民生委員制度」とは厚生労働大臣から委嘱された委員がそれぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進を努めているものである。

過去を振り返ると、その時代における災害やさまざまな事象を原因とした貧困があり、その対象となる生活困窮者たちを救済しようとする慈善事業は存在していた。明治期には、慈善事業や政策が幾度となく繰り返されてきたが、すべての困窮者を救済対象とするには及ばず、本来目指すべき社会事業としての完成には至っていなかった。

本研究で取り上げる小河滋次郎は、明治期における監獄学の偉人であり、官僚時代は監獄学制度改良に大きく貢献した人物である。小河はそれまで培った理論と手法を持って大阪府顧問として赴任してからは先駆的な救済制度の推進にあたり、その基礎を築き上げた。その代表的なもののひとつが「方面委員制度」である。

方面委員制度は、生活困窮者の支援への取組みである。それは従来为社会事業とは異なり、常にすべての困窮者を対象とし、地域の民間による力で救済を行ったことに意義があった。方面委員制度は、やがて民生委員制度となり、今も活動の本質は変わらず小河滋次郎の意思が受け継がれている。

本研究は、小河滋次郎の人物史としての研究を通じて、その功績を紐解くとともに小河の思想を理解することで、今後の社会福祉における問題解決の一助となることを目的である。

2. 研究の視点および方法

前回の本学会での発表は、その前段として小河滋次郎についての人物像や思想と活動について触れてきた。小河は監獄学博士としての偉業が語られることが多いが、社会事業の先駆者として論じるとすれば、その期間は、大正2年の大阪府赴任から大正14年の生涯を閉じるまでの12年間となる。

社会事業に転換した小河は、その後世を大阪での救済事業の職員として全うした。彼が最初に手掛けたものは「社会事業（救済事業）研究会」の設立であり、そして大正7年に社会事業「方面委員制度」が立ち上がった。今回取り上げるのはその初年度の報告となる「大阪府方面委員第一期事業年報」である。

「大阪府方面委員第一期事業年報」（大阪府社会課，1920.1）は、方面委員制度公布後はじめての成果報告であり、大阪府下に35方面、委員約500名の規模となった方面委員たちの事業成績およびその他事項を300頁にわたって編纂したものである。

その内容は、方面委員の概要や規定、委員名簿、方面内総戸数・救護件数および事務日誌などであり、内容の半分以上が「事務日誌」となっており、方面委員の報告が詳細に記されている。当時の委員たちが携わった活動を通じて、困窮者の暮らしや貧困の原因などを掘り下げることによって、小河の目指した「方面委員制度」の救済の思想を紐解く。

3. 倫理的配慮

本研究発表を行うにあたり、日本社会福祉学会の倫理指針を遵守した。文献から図・表や本文を引用する場合は、著作権に配慮し出典を明記し、小河滋次郎の先行研究機関である顕彰会によって作成された機関誌からの引用については、同機関に不利益が生じないことを文書と口頭で説明を行い同意を得た。本発表に関連して、開示すべきCOIはない。

4. 研究結果

年報によって「方面委員制度」は、いかに周到にしてきめの細かい社会事業を展開しようとしているか理解することができた。

小河滋次郎は自身の方法論によって「救はるべき窮民に、適した救済方法」をあたえることとし、社会から「漏救」をなくすことを目的としていた。さらに困窮者に対しては、以下のような状態を相談された場合には隠さずに身の上を話してもらい、そのことを安心して相談してもらうことを希望するとしていた。

- 1) 貧乏で日常生活の困難な場合
- 2) 孤独で自活の途の無い場合
- 3) 病気にかかり治療ができない場合
- 4) 子供に教育ができかねる場合
- 5) 仕事がなくて生活に困る場合
- 6) 戸籍上込み入った手続きを要する場合
- 7) その他生活上の困難事の場合

5. 考察

小河が気づいたことは「救助」の前にまず十分な「調査」が必要であるということであった。それができてはじめてすべての社会事業が完全にその能率を發揮することができる考えた。そして一人の貧窮者も見逃さないようにするため、常設的な社会測量機関を設ける考えに至った。年報から読み取れる方面委員たちの活動は、困窮者の身上をつぶさに調査し、本人にとって何が必要かを見極め、いかに自立させるかを考えたものであった。

小河滋次郎は、施米施粥の慈善事業を排除し、新たな理論となる社会事業に進むべきと指示した。それまで社会事業としての理論というもの無かった国内の慈善事業に、基礎となるべき理論を植え付けた人物と言えよう。